

## 日本に関するFATF声明の公表に係る想定問答

### ▽FATF声明関連

問 FATF（金融活動作業部会）から、日本のマネロン・テロ資金供与対策に関する法令整備の遅れを指摘する声明が公表されたが、日本政府の所感如何。

問 FATFの声明に、FATFの要請に対して「ハイレベルでの政治的コミットメント」がなされたとの文言があるが、具体的には誰がどのような約束をしたのか。

問 FATFからは、具体的にどのような不備事項を指摘されているのか。

問 FATFの6月会合では、日本についてどのような議論があったのか。

### ▽不備事項の改善の遅れと不利益措置関連

問 2008年の対日審査以降、すでに6年になるが、事態が改善しなかったのはなぜか。

問 このまま対応が進まない場合、どのような不利益措置が生じるのか。

更問 諸外国において、こうした措置の結果、銀行における取引遅延や取引回避行動が発生した例はあるのか。

問 日本に関する声明が公表されたことにより、FATFから何らかの制裁措置が発動されるのか。

問 今回の声明公表により、日本の金融機関にはどのような影響が及ぶと想定されるか。

### ▽パレルモ条約関連

問 日本政府は、F A T Fとの間で、共謀罪の創設（パレルモ条約の締結）について密約を交わしたのではないか。

問 日本政府は、共謀罪を創設する法案を秋の臨時国会に提出するのではないか。

### ▽ハイレベル使節団の来日関連

問 昨年夏にF A T Fのハイレベル使節団が来日したようだが、事実関係如何。

更問 F A T Fのハイレベル使節団は誰に会ったのか。またその中で具体的にどのような話が行われたのか。

### ▽秋の臨時国会への対応関連

問 日本政府は、犯罪収益移転防止法を改正する法案を秋の臨時国会に提出するのではないか（顧客管理に係るF A T F指摘への取り組み状況如何。）

（更に問われた場合）

問 テロリストの資産凍結に関する新法は秋の臨時国会に提出するのか。

問. F A T F (金融活動作業部会) から、日本のマネロン・テロ資金供与対策に関する法令整備の遅れを指摘する声明が公表されたが、日本政府の所感如何。

(答)

- F A T Fが6月の会合後に公表した今回の声明は、日本が、必要な法案を成立させることを含め、マネロン・テロ資金供与対策の不備に迅速に対処することを促す内容のものである。
  
- 政府としては、声明で指摘されている必要な制度の整備について検討してまいりたい。

(参考1) FATF (Financial Action Task Force: 金融活動作業部会) の概要

FATFは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための多国間の枠組み。1989年のG7サミット宣言を受けて設置。現在のメンバーはG7諸国を含む34カ国・地域と2地域機関。

FATFは、マネロン・テロ資金供与対策に必要な法制度について、国際基準(勧告)を設定。勧告の実施状況について加盟国の審査を行い、勧告の順守が不十分な国に対しては、マネロン・テロ資金供与対策のハイリスク・非協力国として国名公表等の措置を講じることとしている。

(参考 2) FATF から公表された声明

(原文)

The FATF is concerned by Japan's continued failure to remedy the numerous and serious deficiencies identified in its third mutual evaluation report adopted in October 2008 despite Japan's high-level political commitment. The most important deficiencies deal with the incomplete criminalisation of terrorist financing; the lack of satisfactory customer due diligence requirements and other obligations in the area of preventive measures applicable to the financial and non-financial sectors; the incomplete mechanism for the freezing of terrorist assets; and the failure to ratify and fully implement the Palermo Convention.

The FATF encourages Japan to promptly address these AML/CFT deficiencies, including through the adoption of the necessary legislation. The FATF will continue to monitor Japan's progress.

(仮訳)

FATF は、日本がハイレベルの政治的コミットメントを示しているにもかかわらず、2008年10月に採択された第三次相互審査報告書において指摘された多くの深刻な不備事項をこれまで改善してこなかったことを懸念している。最も重要な不備は、テロ資金供与の犯罪化が不完全であること、金融及び非金融セクターに適用されうる予防措置の分野で顧客管理措置やその他の義務が不十分であること、テロリスト資産の凍結メカニズムが不完全であること、パレルモ条約の締結と完全な実施ができていないこと、である。

FATF は、日本が、必要な法案を成立させることを含め、これらのマネロン及びテロ資金供与対策の不備に迅速に対処することを促す。FATF は、日本の進展を継続的にモニターする。

問. F A T Fの声明に、F A T Fの要請に対して「ハイレベルでの政治的コミットメント」がなされたとの文言があるが、具体的には誰がどのような約束をしたのか。

(答)

- マネロン・テロ資金供与対策に関するF A T F勧告実施の重要性は、G 8やG 2 0の首脳宣言等においても確認されており、日本は、G 8及びG 2 0の一員として、F A T F勧告の実施にコミットしている。

(参考)

▽2013年6月 G8ロック・アーン・サミット首脳コミュニケ(仮訳)

パラ32 「我々は、FATF基準を完全に支持し、それらを効果的に実施することにコミットする。」

▽2013年9月 G20サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言(仮訳)

パラ77 「我々は、FATFによる、資金洗浄及びテロへの資金供与との闘いへの取り組み、及び税に関する犯罪、腐敗、テロリズム及び麻薬密売のようなその他犯罪と闘うための重要な貢献に対する我々のコミットメントを再確認する。」

問. F A T Fからは、具体的にどのような不備事項を指摘されているのか。

(答)

- 日本は、2008年の対日審査において、F A T Fから、マネロン・テロ資金供与対策に関する「40の勧告」と「9の特別勧告」のうち、25勧告について、一部履行 (PC, Partially Compliant) が15、不履行 (NC, Non-Compliant) が10との評価を受けた。
  
- そうした指摘事項には、例えば、テロ資金供与の犯罪化が不十分であるとか、金融機関等に義務付ける顧客管理の内容が不十分であるといった内容が含まれている。

問. F A T F の 6 月 会 合 で は 、 日 本 に つ い て ど の よ う な 議 論 が あ っ た の か 。

( 答 )

- 6 月 の F A T F 会 合 に お い て 、 日 本 か ら は 、 F A T F 勧 告 に 沿 っ た マ ネ ロ ン ・ テ ロ 資 金 供 与 対 策 の 取 組 状 況 を 説 明 し 、 結 果 的 に 、 声 明 が 公 表 さ れ た 。
  
- F A T F 会 合 で の 議 論 は 、 率 直 な 討 議 を 確 保 す る 観 点 等 か ら 対 外 非 公 表 の 扱 い と な っ て い る た め 、 こ れ 以 上 の お 答 え は 差 し 控 え さ せ て い た だ き た い 。

問. 2008年の対日審査以降、すでに6年になるが、事態が改善しなかったのはなぜか。

(答)

- F A T Fによる審査時には、多くの国が不備を指摘されており、フォローアップ審査を数回経て不備事項を改善していくというのが実態である。
- 日本としても、これまで、関係省庁間で連携を取りながら、いかなる国内法整備が必要かを含め、順次、F A T F勧告への対応を進めてきたところ。
- しかしながら、結果的には、日本は現在、F A T F加盟国の中ではF A T F勧告への対応が最も遅れた国の一つになったため、今般、迅速な取組を促す声明が出されるに至った。
- いずれにせよ、政府としては、今回の声明が公表されたことを受けて、必要な法整備を含め、どのように対応すべきか検討してまいりたい。



問. このまま対応が進まない場合、どのような不利益措置が生じるのか。

(答)

- F A T F は、マネロン・テロ資金供与に関するハイリスク・非協力国の国名公表リストを策定しており、仮に F A T F の指摘事項が改善されない場合には、国名公表リストに日本が掲載されるおそれがある。
  
- そうした事態に陥った場合は、海外の金融機関が日本の金融機関との取引においてリスク管理を強化したり、日本の金融機関との取引を回避したりするなど、本邦金融機関及び企業等の国際金融取引に支障を来たす可能性がある。

更問. 諸外国において、こうした措置の結果、銀行における取引遅延や取引回避行動が発生した例はあるのか。

- 最近の例では、F A T F のハイリスク・非協力国の国名公表リストに掲載されているアフガニスタンに対し、中国を含む多くの国が商業銀行との取引を中止したことが本年5月に報じられている。

問. 日本に関する声明が公表されたことにより、F A T F から何らかの制裁措置が発動されるのか。

(答)

- 今回の日本に関する声明は、日本の更なる取組を促すために行われたものである。
- この点、マネロン・テロ資金供与対策についてハイリスク・非協力国を公表する「国名公表リスト」とは、明確に一線を画するものである。
- したがって、今回の声明公表により、F A T F から制裁的な措置が発動されることはない。

問. 今回の声明公表により、日本の金融機関の取引に支障が生じることが想定されるのか。

(答)

- 今回の日本に関する声明は、日本の更なる取組を促すために行われたものである。
  
- この点、マネロン・テロ資金供与対策についてハイリスク・非協力国を公表する「国名公表リスト」とは、明確に一線を画するものである。すなわち、FATFが各国当局に対し、日本の金融機関と取引を行うことについて自国の金融機関に注意喚起するよう要請するものではない。
  
- したがって、今回の声明公表により、直ちに日本の金融機関の取引に支障が生じることはないものと考えている。

問. 日本政府は、F A T Fとの間で、共謀罪の創設（パレルモ条約の締結）について密約を交わしたのではないか。

(答)

- 政府として、F A T Fとそのような密約を交わしたり、合意を行ったというような事実はない。
  
- F A T Fは国際組織犯罪防止条約（パレルモ条約）の締結を求めており、日本としても国際社会の責任ある一員として同条約を締結し、国際社会と協力して組織犯罪と戦うことは重要な課題であると認識している。

問. 日本政府は、共謀罪を創設する法案を秋の臨時国会に提出するのではないか。

(答)

- 具体的な法案の内容や国会提出時期等は現時点では未定である。

問、昨年夏にFATFのハイレベル使節団が来日した  
ようだが、事実関係如何。

(答)

- FATF議長（ウラジーミル・ネチャーエフ、ロシア連邦政府首相府国際協力分野顧問）を団長とするFATFのハイレベル使節団が昨年8月に来日した。
  
- FATFハイレベル使節団の訪日は、マネロン・テロ資金供与対策に関する日本の更なる取組を促すために行われたもので、関係5省庁（警察庁、金融庁、法務省、外務省、財務省）と意見交換を行った。

(要すれば)

- 意見交換の具体的な内容については、先方との申し合わせにより、お答えを差し控えさせて頂きたい。

更問. F A T Fのハイレベル使節団は誰に会ったのか。また、その中で具体的にどのような話が行われたのか。

(答)

- F A T Fのハイレベル使節団には、関係する省庁の大臣及び事務方が面会した。
- この際、それぞれの検討項目について取組の進捗状況を説明し、意見交換を行ったものである。

(要すれば)

- 意見交換の具体的な内容については、先方との申し合わせにより、お答えを差し控えさせていただきます。

問. 日本政府は、犯罪収益移転防止法を改正する法案を秋の臨時国会に提出するのではないかと（顧客管理に係る F A T F 指摘への取組状況如何。）。

（答）

○ 顧客管理については、日本は、平成 23 年に犯罪収益移転防止法を改正するなどの取組を進めてきたところであるが、F A T F からは、依然として

- ・ 「継続的顧客管理」など、F A T F 基準で求められている義務の一部が日本の法令で明記されていない

などの指摘を受けているところ。

○ このような情勢等を踏まえ、現在、警察庁において有識者懇談会を開催し、行うべき制度改正の方向性について議論いただいているところであり、今後、その議論を踏まえ、関係省庁と連携しながら、F A T F 勧告に対応した実効性あるマネー・ローンダリング対策に関する制度の整備に努めてまいりたい。

（更に問われた場合）

○ 法案の提出を含めた具体的な方針については、決まっていない。（F A T F からは、早急に対応するよう求められており、可能な範囲で早急に検討を進めてまいりたい。）



問. テロリストの資産凍結に関する新法は秋の臨時国会に提出するのか。

(答)

- テロリストの資産凍結については、F A T F 勧告は、関連する安保理決議に従いテロリストの資産を凍結するなどの措置を講ずるよう求めているところ、日本はF A T F の審査において、
  - ・ 国内居住者から海外のテロリストへの送金等については外為法により規制されているものの、国内居住者と国内に居住するテロリストとの間の取引は規制されていないなどの指摘を受けている。
- こうした指摘を踏まえ、F A T F と議論しつつ、必要な制度の整備について関係省庁と連携して検討を進めているところである。
- 法案の提出を含めた具体的な方針については、決まっていない。(F A T F からは、早急に対応するよう求められており、可能な範囲で早急に検討を進めてまいりたい。)

